

新旧対照条文

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十年法律第七十七号)

抄

(附則第三十九条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 国民年金法関係</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 給付等に関する特例</p> <p>第一款 (略)</p> <p>第二款 給付等の額の計算等に関する特例(第十条 <u>第十二条</u>の二)</p> <p>第三節 (略)</p> <p>第三章 厚生年金保険法関係</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 保険給付等に関する特例</p> <p>第一款 (略)</p> <p>第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例(第十九条 <u>第二十条</u>の二)</p> <p>第三節 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 国民年金法関係</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 給付等に関する特例</p> <p>第一款 (略)</p> <p>第二款 給付等の額の計算等に関する特例(第十条 <u>第十二条</u>)</p> <p>第三節 (略)</p> <p>第三章 厚生年金保険法関係</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 保険給付等に関する特例</p> <p>第一款 (略)</p> <p>第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例(第十九条 <u>第二十条</u>)</p> <p>第三節 (略)</p>

第四章 国家公務員共済組合法関係

第一節 (略)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 (略)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第二十八条 第三

十一条の二)

第三節 (略)

第五章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 (略)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 (略)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第三十九条 第四

十二条の二)

第三節 (略)

第六章 私立学校教職員共済法関係

第一節 (略)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 (略)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第五十一条 第五

十四条の二)

第三節 (略)

第七章(第九章 (略)

附則

(被保険者の資格の特例)

第三条 日本国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げる

第四章 国家公務員共済組合法関係

第一節 (略)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 (略)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第二十八条 第三

十一条)

第三節 (略)

第五章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 (略)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 (略)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第三十九条 第四

十二条)

第三節 (略)

第六章 私立学校教職員共済法関係

第一節 (略)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 (略)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第五十一条 第五

十四条)

第三節 (略)

第七章(第九章 (略)

附則

(被保険者の資格の特例)

第三条 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満である者であつて

ものは、国民年金法第七条第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者としてしない。

一〇四（略）

2（略）

（ドイツ期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例）

第六条（略）

2 ドイツ保険料納付期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金（以下この章において「退職共済年金」という。）の受給権者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。）の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に該当する部分に関し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合には、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「（その額」とあるのは「（ドイツ保険料納付期間（社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）第二条第八号に掲げるドイツ保険料納付期間をいう。）であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、「（の月数」とあるのは「（の月数とを合算した月数」とする。

3・4（略）

（老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例）

第十条 次の各号に掲げる者に支給する第六条第二項各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分（以下この条、次条及び第十三条において「老齢基礎年金の振替加算等」という。）の額

次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七条第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者としてしない。

一〇四（略）

2（略）

（ドイツ期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例）

第六条（略）

2 ドイツ保険料納付期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金（以下この章において「退職共済年金」という。）の受給権者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。）の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に該当する部分に関し、当該各号の規定を適用する場合には、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「（その額」とあるのは「（ドイツ保険料納付期間（社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）第二条第八号に掲げるドイツ保険料納付期間をいう。）であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、「（の月数」とあるのは「（の月数とを合算した月数」とする。

3・4（略）

（老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例）

第十条 次の各号に掲げる者に支給する第六条第二項各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分（以下この条及び次条において「老齢基礎年金の振替加算等」という。）の額は、昭和六

は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定める額（その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの）とする。

一～三（略）

2～4（略）

（障害基礎年金等の額の計算の特例）

第十二条 第七条第一項若しくは第八条第一項の規定により支給する障害基礎年金（以下この条において「特例による障害基礎年金」という。）の国民年金法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による額又は第六条第一項、第七条第二項若しくは第九条の規定により支給する遺族基礎年金（第六条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。次項及び第三項において「特例による遺族基礎年金」という。）の同法第三十八条若しくは第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第三十八条若しくは第三十九条の二第一項の規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。

2（略）

3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額に相当する部分（以下この条において「障害基礎年金の加算」という。）及び特例による遺族基礎年金に同法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。

4～7（略）

十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定める額（その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの）とする。

一～三（略）

2～4（略）

（障害基礎年金等の額の計算の特例）

第十二条 第七条第一項若しくは第八条第一項の規定により支給する障害基礎年金（以下この条において「特例による障害基礎年金」という。）の国民年金法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による額又は第六条第一項、第七条第二項若しくは第九条の規定により支給する遺族基礎年金（第六条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。次項において「特例による遺族基礎年金」という。）の同法第三十八条、第三十九条第一項若しくは第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第三十八条、第三十九条第一項若しくは第三十九条の二第一項の規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。

2（略）

3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額に相当する部分（以下この条において「障害基礎年金の加算」という。）の額について準用する。

4～7（略）

(他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法による給付等の額)

第十二条の二 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分をいう。以下この条において同じ。)の額は、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)その他の政令で定める法律(以下「他の特例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とする。

(ドイツ期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第十五条 ドイツ期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付、同法による保険給付に加算する額に相当する部分又は同法による一時金(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)(のうち次に掲げるもの)の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この条において「支給要件等に関する規定」という。)(に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る。)(を適用する場合には、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険

(ドイツ期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第十五条 ドイツ期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付、同法による保険給付に加算する額に相当する部分又は同法による一時金のうち次に掲げるもの(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)(の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)(に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る。)(を適用する場合には、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険

者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一〇四（略）

五 厚生年金保険法第四十四条第一項（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「老齢厚生年金の加給」という。）
六〇八（略）

（老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例）

第十九条

一〇四（略）

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十五条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

（障害厚生年金の配偶者加給等の額の計算の特例）

第二十一条

一〇二（略）

3 第十二条第一項から第三項まで及び第七項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚

者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一〇四（略）

五 厚生年金保険法第四十四条第一項（他の法令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「老齢厚生年金の加給」という。）
六〇八（略）

（老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例）

第十九条

一〇四（略）

（障害厚生年金の配偶者加給等の額の計算の特例）

第二十一条

一〇二（略）

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金

生年金に加算する額について準用する。

4・5 (略)

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十二條の二 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

第二十三條 第二十九條第四項(第三十條第五項において準用する場合を含む。)、第四十條第四項(第四十一條第五項において準用する場合を含む。)、又は第五十二條第四項(第五十三條第五項において準用する場合を含む。)(の規定による厚生年金保険の被保険者期間の確認に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十條第四項(第二十一條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であった期間に係る第二十條第四項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づき厚生年金保険

に加算する額について準用する。

4・5 (略)

第二十三條 第二十九條第四項(第三十條第五項において準用する場合を含む。)、第四十條第四項(第四十一條第五項において準用する場合を含む。)、第五十二條第四項(第五十三條第五項において準用する場合を含む。)(又は第六十三條第四項(第六十四條第五項において準用する場合を含む。)(の規定による厚生年金保険の被保険者期間の確認に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十條第四項(第二十一條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であった期間に係る第二十條第四項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づき厚生年金保険

法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

(ドイツ期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第二十五条 ドイツ期間及び国家公務員共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員期間(以下「国共済組合員期間」という。)を有し、かつ、国共済法による長期給付、国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は国共済法による一時金(以下「国共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)(に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)(を適用する場合には、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一〇六 (略)

2 (略)

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第二十八条

1〇4 (略)

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第二十五条第一項の規定により支給する国共

法による保険給付に関する処分の不服の理由とすることができない。

(ドイツ期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第二十五条 ドイツ期間及び国家公務員共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員期間(以下「国共済組合員期間」という。)を有し、かつ、国共済法による長期給付、国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は国共済法による一時金のうち次に掲げるもの(以下「国共済法による長期給付等」という。)(の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)(に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)(を適用する場合には、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一〇六 (略)

2 (略)

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第二十八条

1〇4 (略)

済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(国共済法の障害共済年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第三十条

1・2 (略)

3 第十二条第一項から第三項まで及び第七項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

4・5 (略)

(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十一条の二 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付

等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)(の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(一以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十二条 第十条第四項、第二十条第四項(第二十一条第五項において

(国共済法の障害共済年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第三十条

1・2 (略)

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

4・5 (略)

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十二条 第十条第四項、第二十条第四項(第二十一条第五項において

準用する場合を含む。）、又は第五十二条第四項（第五十三条第五項において準用する場合を含む。）、の規定による国共済組合員期間の確認に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第二十九条第四項（第三十条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第二十九条第四項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づき国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（ドイツ期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第三十六条 ドイツ期間及び地方公務員共済組合の組合員期間（以下「地共済組合員期間」という。）、を有し、かつ、地共済法による長期給付、地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は地共済法による一時金（以下「地共済法による長期給付等」という。）、のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）、に規定する地共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。）、を適用する場合には、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

準用する場合を含む。）、第四十条第四項（第四十一条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第四項（第五十三条第五項において準用する場合を含む。）、又は第六十三条第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、の規定による国共済組合員期間の確認に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第二十九条第四項（第三十条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第二十九条第四項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づき国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（ドイツ期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第三十六条 ドイツ期間及び地方公務員共済組合の組合員期間（以下「地共済組合員期間」という。）、を有し、かつ、地共済法による長期給付、地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は地共済法による一時金のうち次に掲げるもの（以下「地共済法による長期給付等」という。）、の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）、に規定する地共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。）、を適用する場合には、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一・二 (略)

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四〇六 (略)

2 (略)

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第三十九条

1 〃 4 (略)

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第三十六条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(地共済法の障害共済年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第四十一条

1・2 (略)

3 第十二条第一項から第三項まで及び第七項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

一・二 (略)

三 地共済法第八十条第一項の規定(他の法令において準用する場合を含む。)により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四〇六 (略)

2 (略)

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第三十九条

1 〃 4 (略)

(地共済法の障害共済年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第四十一条

1・2 (略)

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

(他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額)

第四十二条の二 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)(の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定)(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第四十二条 第十条第四項、第二十条第四項(第二十一条第五項において準用する場合を含む。)(又は第五十二条第四項(第五十三条第五項において準用する場合を含む。))の規定による地共済組合員期間の確認に関する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第四十条第四項(第四十一条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十条第四項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第四十七条

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第四十三条 第十条第四項、第二十条第四項(第二十一条第五項において準用する場合を含む。)(、第二十九条第四項(第三十条第五項において準用する場合を含む。))、第五十二条第四項(第五十三条第五項において準用する場合を含む。)(又は第六十三条第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))の規定による地共済組合員期間の確認に関する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第四十条第四項(第四十一条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十条第四項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第四十七条

1・2 (略)

3 第一項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（私学共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

（ドイツ期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第四十八条 ドイツ期間及び私学共済法第十七条第一項に規定する加入者期間（以下「私学共済加入者期間」という。）を有し、かつ、私学共済法による長期給付、私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は私学共済法による一時金（以下「私学共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。）を適用する場合には、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一～六 (略)

2 (略)

（私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第五十一条

1・2 (略)

3 第一項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（私学共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

（ドイツ期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第四十八条 ドイツ期間及び私学共済法第十七条第一項に規定する加入者期間（以下「私学共済加入者期間」という。）を有し、かつ、私学共済法による長期給付、私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は私学共済法による一時金のうち次に掲げるもの（以下「私学共済法による長期給付等」という。）の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。）を適用する場合には、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一～六 (略)

2 (略)

（私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第五十一条

1
4 (略)

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第四十八条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(私学共済法の障害共済年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第五十三条

1・2 (略)

3 第十二条第一項から第三項まで及び第七項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

4・5 (略)

(他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額)

第五十四条の二 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは

1
4 (略)

(私学共済法の障害共済年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第五十三条

1・2 (略)

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

4・5 (略)

、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

（私学共済法の規定による審査請求の特例）

第五十五条 第十条第四項、第二十条第四項（第二十一条第五項において準用する場合を含む。）、第二十九条第四項（第三十条第五項において準用する場合を含む。）、又は第四十条第四項（第四十一条第五項において準用する場合を含む。）、又は第六十三条第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、の規定による私学共済加入者期間の確認に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第五十二条第四項（第五十三条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十二条第四項の規定による確認に関する処分についての不服を、当該期間に基づき私学共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例）

第七十二条（略）

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その經由したドイツ保険者に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時

（私学共済法の規定による審査請求の特例）

第五十五条 第十条第四項、第二十条第四項（第二十一条第五項において準用する場合を含む。）、第二十九条第四項（第三十条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条第四項（第四十一条第五項において準用する場合を含む。）、又は第六十三条第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、の規定による私学共済加入者期間の確認に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第五十二条第四項（第五十三条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十二条第四項の規定による確認に関する処分についての不服を、当該期間に基づき私学共済法による長期給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例）

第七十二条（略）

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条の規定による審査請求の期間又は同法第三十二条第一項若しくは第二項の規定による再審査請求の期間の計算については、その經由したドイツ保険者に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時

に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

(情報の提供等)

第七十五条 日本保険者又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(以下この条において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法又は被用者年金各法(以下この項及び第七十九条において「公的年金各法」という。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者、加入者若しくは加入者であつた者又は受給権者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この条において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条(1)(d)に規定するドイツ連邦共和国の権限のある当局又はドイツ保険者(以下この条において「ドイツ側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2～4 (略)

(実施命令)

第七十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

附則

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第十一条

1～7 (略)

に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

(情報の提供等)

第七十五条 日本保険者又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(以下この条において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法又は被用者年金各法(以下この項において「公的年金各法」という。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者、加入者若しくは加入者であつた者又は受給権者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この条において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条(1)(d)に規定するドイツ連邦共和国の権限のある当局又はドイツ保険者(以下この条において「ドイツ側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2～4 (略)

(実施命令)

第七十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令又は農林水産省令で定める。

附則

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第十一条

1～7 (略)

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一～三 (略)

四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項から第三項まで及び第七項

五 (略)

9・10 (略)

(施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十七条

1～5 (略)

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一～三 (略)

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項から第三項まで及び第七項

五 (略)

7・8 (略)

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十三条

1～5 (略)

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一～三 (略)

四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項、第二項及び第七項

五 (略)

9・10 (略)

(施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十七条

1～5 (略)

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一～三 (略)

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項、第二項及び第七項

五 (略)

7・8 (略)

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十三条

1～5 (略)

<p>6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額</p> <p>第十二条第一項から第三項まで及び第七項</p> <p>五 (略)</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額</p> <p>第十二条第一項から第三項まで及び第七項</p> <p>五 (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)</p> <p>第二十九条</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額</p> <p>第十二条第一項から第三項まで及び第七項</p> <p>五 (略)</p> <p>7・8 (略)</p>
<p>6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額</p> <p>第十二条第一項、第二項及び第七項</p> <p>五 (略)</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額</p> <p>第十二条第一項、第二項及び第七項</p> <p>五 (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)</p> <p>第二十九条</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額</p> <p>第十二条第一項、第二項及び第七項</p> <p>五 (略)</p> <p>7・8 (略)</p>

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第 号) 抄

(附則第四十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(情報の提供等) 第七十二条 (略)</p> <p>2 日本側保有機関は、合衆国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(情報の提供等) 第七十二条 (略)</p> <p>2 日本側保有機関は、合衆国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第 号) 抄

(附則第四十一条関係・平成十七年四月施行分)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)</p> <p>第七十条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機関を経由してすることができる。</p> <p>一(四) (略)</p> <p>五 厚生年金保険法附則第二十九条第六項</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第八条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは、「その受給権を</p>	<p>(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)</p> <p>第七十条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機関を経由してすることができる。</p> <p>一(四) (略)</p> <p>五 厚生年金保険法附則第二十九条第五項</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第八条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前」とあるのは、「その受給</p>

取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」とする。

権を取得したときから起算して一年を経過する日前に」と、「六十五歳に達した」とあるのは「その受給権を取得した」とする。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第 号) 抄

(附則第四十一条関係・平成十九年四月施行分)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(遺族厚生年金の額の計算の特例)</p> <p>第二十五条 第二十条第二項又は第二十二条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条第一項及び第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2)5 (略)</p>	<p>(遺族厚生年金の額の計算の特例)</p> <p>第二十五条 第二十条第二項又は第二十二条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2)5 (略)</p>

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第 号) 抄

(附則第四十二条関係・平成十七年四月施行分)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第二十九条 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。ただし、政令で定める者に対する国共済法の短期給付に関する規定の適用については、この限りでない。</p> <p>(老齢給付の加給の支給の調整)</p> <p>第六十六条 第十九条、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という。)の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第七項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法第八十一条第五項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。この場合において、当該最も高</p>	<p>第二十九条 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国共済法第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。ただし、政令で定める者に対する国共済法の短期給付に関する規定の適用については、この限りでない。</p> <p>(老齢給付の加給の支給の調整)</p> <p>第六十六条 第十九条、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という。)の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第四項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法第八十一条第五項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。この場合において、当該最も高</p>

い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第 号) 抄

(附則第四十二条関係・平成十九年四月施行分)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第三十五条 第三十二条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。</p> <p>2)5 (略)</p>	<p>(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第三十五条 第三十二条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。</p> <p>2)5 (略)</p>

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第 号) 抄

(附則第四十三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第六十条 第五十七条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。</p> <p>2)5 (略)</p>	<p>(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第六十条 第五十七条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。</p> <p>2)5 (略)</p>